

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

【公表日】

【発行者の名称】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【電話番号】

【事務連絡者氏名】

【担当 J - A d v i s e r の名称】

【担当 J - A d v i s e r の代表者の役職氏名】

【担当 J - A d v i s e r の本店の所在の場所】

【担当 J - A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

【電話番号】

【取引所金融商品市場等に関する事項】

【公表されるホームページのアドレス】

発行者情報

2026年 1 月 28 日

株式会社軽自動車館

(KEIJIDOUSYAKAN. Co., Ltd.)

代表取締役社長 阿部 章一

北海道札幌市中央区北五条西六丁目 2 番 2 号

札幌センタービル11階

011-200-0312 (代表)

執行役員 管理部長 佐藤 哲康

宝印刷株式会社

代表取締役社長 白井 恒太

東京都豊島区高田三丁目28番 8 号

<https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/>

03-3971-3392

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は以下のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

株式会社軽自動車館

<https://keijidousyakan.com/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討したうえで投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかつたことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続きのマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第25期	第26期	第27期	第28期
決算年月	2023年4月期	2024年4月	2025年4月	2025年10月
売上高 (千円)	3,990,296	4,255,707	4,181,175	2,366,270
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	35,752	4,390	△522	69,480
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	9,303	4,473	△4,161	50,055
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—
資本金 (千円)	44,012	44,012	44,012	44,012
発行済株式総数 (株)	51,600	51,600	51,600	51,600
純資産額 (千円)	209,135	213,609	209,447	259,502
総資産額 (千円)	1,544,389	1,406,547	1,501,119	1,525,922
1株当たり純資産額 (円)	4,053.02	4,139.71	4,059.06	5,029.13
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	180.29	86.69	△80.65	970.07
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	13.5	15.2	14.0	17.0
自己資本利益率 (%)	4.5	2.1	△2.0	21.3
株価収益率 (倍)	17.6	36.8	—	3.3
配当性向 (%)	—	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△65,342	202,160	△97,614	82,059
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△11,450	△9,288	△4,777	△45
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	96,380	△130,842	73,013	△51,157
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	69,541	131,570	102,193	133,049
従業員数 [他、平均臨時雇用人員] (名)	74 [30]	75 [30]	74 [44]	75 [42]

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 第28期は、決算期変更により2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月決算となっております。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 第25期、第26期、第28期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、第27期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
5. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
6. 第27期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員は年間の平均人員を[]外数で記載しております。

2 【沿革】

年月	概要
1997年10月	北海道札幌市厚別区にアベ自動車販売を創業。
1998年5月	有限会社アベ自動車を資本金3百万円で設立し本社を北海道札幌市厚別区に置く。
2005年3月	軽自動車専門店「軽自動車館」1号店 厚別店を北海道札幌市厚別区にオープン。
2006年2月	軽自動車館 札幌北店を北海道札幌市北区にオープン。
2006年2月	本社を北海道札幌市北区に移転。
2006年9月	軽自動車館 札幌清田店を北海道札幌市清田区にオープン。
2006年12月	軽自動車館 札幌岩見沢店を北海道岩見沢市にオープン。
2007年3月	軽自動車館 北見店を北海道北見市にオープン。
2007年4月	有限会社アベ自動車を株式会社軽自動車館に組織及び商号変更、資本金を10百万円に増資。
2007年10月	軽自動車館 旭川店を北海道旭川市にオープン。
2007年11月	軽自動車館 函館店を北海道函館市にオープン。
2008年3月	軽自動車館 苫小牧店を北海道苫小牧市にオープン。
2008年11月	資本金を20百万円に増資。
2009年1月	札幌清田店を札幌北店へ統合。
2013年10月	札幌北店と厚別店を統合し、札幌本店に名称変更。
2013年10月	軽自動車館 帯広店を北海道帯広市にオープン。
2014年4月	岩見沢店を札幌本店へ統合。
2014年4月	函館店を函館市西桔梗町に移転。
2017年3月	資本金を44百万円に増資。
2017年9月	軽自動車館 新さっぽろ店を北海道札幌市厚別区にオープン。
2018年2月	軽自動車館 釧路店を北海道釧路市にオープン。
2018年9月	軽自動車館 いわみざわ店を北海道岩見沢市にオープン。
2019年3月	軽自動車館 せんだい店を宮城県仙台市泉区にオープン。
2019年9月	株式会社東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場。
2019年11月	本社を北海道札幌市中央区に移転。
2020年1月	軽自動車館 札幌東店を北海道札幌市東区にオープン。
2020年5月	軽自動車館 札幌南店を北海道札幌市南区にオープン。
2022年3月	軽自動車館 札幌清田店を北海道札幌市清田区にオープン。
2022年8月	軽自動車館 いわみざわ店を新さっぽろ店へ統合。
2023年5月	軽自動車館 発寒板金工場を新設。
2025年5月	軽自動車館 札幌南店を閉鎖し札幌清田店に統合。

3 【事業の内容】

当社は、自動車販売事業として中古軽自動車販売、整備、保険代理店及び軽自動車買取を主な事業として取り組んでおります。

当社の事業内容は以下のとおりであります。なお、当社は自動車販売に関連する事業がほとんどを占めていることから、自動車販売事業の単一セグメントとしております。

① 中古軽自動車販売事業

軽自動車は、登録自動車（小型・普通乗用車）よりも税金を含めた維持費の負担が抑えられるという認識が世間一般に認知され、軽自動車という一つの人気カテゴリーが確立されており、軽自動車の新・中古車販売及び全国の自動車保有台数に占める軽自動車の割合は、年々堅調に増加を続けております。

当事業は、軽自動車のなかでも「中古軽自動車販売」に特化した専門店を展開しており、数多くの車種を幅広い価格構成で揃え、お客さまの多種多様なニーズに応じております。

当社の販売の基本方針は、「豊富な品揃え」、「修復歴ゼロ」、「サビが少ない」という3項目を柱に据えております。

「豊富な品揃え」

全11店舗で、お客さまの多様なニーズに応える1,000台以上の豊富な品揃えにより、お客さまのニーズを理解し、価値ある商品やサービスを提供することが重要であると考えております。

「修復歴ゼロ」

大きな事故等の外的要因により車体の骨格部分まで損傷を受けた車は「修復歴あり」と言われていますが、「修復歴あり」の自動車は後々故障が発生するリスクが大きく、当社では修復歴のある自動車は一切取扱っておりません。

「サビが少ない」

自動車の寿命を大きく縮めてしまうサビ。特に潮風の影響を直接受ける沿岸部や塩分が多量に含まれる融雪剤を道路散布する積雪地域の自動車は、急速にサビが進行していきます。当社が販売する軽自動車の大部分を前述した地域以外から厳選して仕入を行うことで、サビの少ない高品質な軽自動車を多数取揃えております。

このように「豊富な品揃え」、「修復歴ゼロ」、「サビが少ない」を打出し、「中古車＝不安」というイメージを抱くお客さまへ安心感を与えることで同業他社との差別化を図っております。

② 整備事業

当事業は、販売した軽自動車の整備、修理及び車検整備を主に行い、収益の増加に寄与しております。購入後のオイル交換や修理等を承ることで顧客満足度を高め、将来的なビジネスチャンスの拡大を図っております。なお、当事業において、自社整備工場として、苫小牧店・札幌東サービス工場・発寒板金工場が軽自動車の整備事業を担っております。

③ 保険代理店事業

当事業は、損害保険会社の代理店業務として、自動車販売時の新規保険獲得、その後の保険満期継続の獲得を行っております。自動車保険は顧客とのつながりを深く持つ重要なツールであるため、定期的に損害保険会社を交えた社内教育を実施することで顧客満足度を高めながら、保険継続率を向上させ将来的なビジネスチャンスの拡大を図っております。

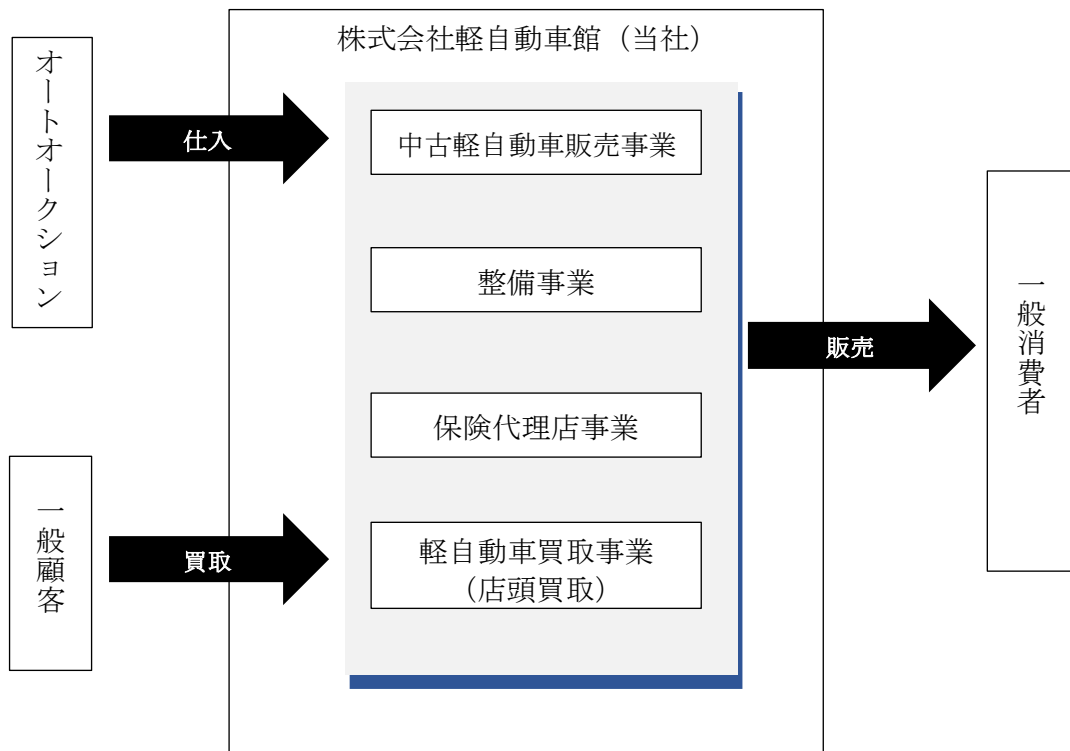
④ 軽自動車買取事業

当事業は、お客さまの持込みによる軽自動車買取及び軽自動車販売における下取車の買取を行っております。多様な仕入ルートを開拓することで、オートオークションのみに依存することなく軽自動車を確保するための重要な事業であり、積極的な事業展開を図っております。

(注) オートオークションとは、自動車の販売及び買取を業とする者が、商いのために自動車を売買する会員制の自動車競り市場を言います。

[事業系統図]

以上で述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
75[42]	43.4	5.5	4,381

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用人員は年間の平均人員を[]外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社は、自動車販売事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
4. 当事業年度は、決算期変更により6か月決算となっておりますが、平均年間給与につきましては2024年11月1日から2025年10月31日までの12か月間の数値を記載しております。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

2025年10月期は、決算期変更により2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月決算となっております。これにより、前事業年度との比較につきましては、記載しておりません。

当事業年度（2025年5月1日から2025年10月31日まで）におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続き、設備投資やインバウンド需要を背景に緩やかな回復基調にあります。物価の上昇や継続する円安、エネルギー価格、原材料価格は高止まりしており、景気の先行きは、依然として不透明な状況が続いております。また、世界経済は、各国の貿易・金融政策の動向、地政学的リスクの高まりにより、資源、エネルギー価格の上昇により、物流の遅延がインフレを押し上げ、各国の金融政策運営、金利・為替・株式相場の変動要因となり、国内経済同様、先行きは、依然として不透明な状況が続いております。米国では、堅調な雇用と所得環境に支えられ個人消費の増加により、景気は堅調に推移いたしましたが、関税によりさらなるインフレが懸念され、予断を許さない状況にあります。欧州では、個人消費に支えられ緩やかな回復基調が続きましたが、製造業の不振が長期化し、成長が鈍化いたしました。中国では、景気刺激策や対中制裁関税実施前の駆け込み輸出の増加により回復いたしましたが、不動産投資や個人消費の低迷により低調な状況が続いております。

このような経済環境のなか、中古車販売業界におきましては、昨年不正認証問題により複数の国内メーカーの生産が停止したことによる新車の供給遅れが響いたことで、新車の販売が苦戦し中古車流通が鈍化いたしました。その反動で、2025年5月から2025年10月までの国内軽自動車中古販売台数は1,374,866台（前年同期比102.0%）と前年実績を上回りました。

当社におきましては、2025年5月31日付にて不採算店舗であった札幌南店を閉鎖したことや、最重要課題と認識している仕入コスト上昇分を販売価格へ転嫁し収益の向上を推し進め販売を強化し、経費面におきましては、引続き経費削減を図ってまいりました。

以上の結果、当事業年度における売上高は2,366,270千円、営業利益は74,377千円、経常利益は69,480千円、当期純利益は50,055千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物の残高は、133,049千円と前事業年度末に比べ30,856千円増加いたしました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により得られた資金は、82,059千円となりました。これは、税引前当期純利益を71,635千円計上したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は、45千円となりました。これは、有形固定資産の売却による収入2,155千円と資産除去債務の履行による支出2,200千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は、51,157千円となりました。これは、短期借入金の返済による支出18,750千円、長期借入金の返済による支出30,054千円、リース債務の返済による支出2,353千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

当社は自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 商品仕入実績

当事業年度の項目別仕入実績は次のとおりであります。

項目	仕入高(千円)	前期比(%)
商品車	1,765,542	—
部用品	129,414	—
合計	1,894,957	—

(注) 2025年10月期は、決算期変更により2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月決算となっております。これにより、前期比につきましては、記載しておりません。

(3) 販売実績

当事業年度の店舗別販売実績は次のとおりであります。

店舗	販売高(千円)	前期比(%)
本社 (注) 1	56,393	—
札幌本店	190,273	—
新さっぽろ店	403,560	—
札幌東店	221,817	—
札幌南店 (注) 2	5,304	—
札幌清田店	220,308	—
北見店	103,007	—
旭川店	120,815	—
函館店	144,044	—
苫小牧店	335,096	—
帯広店	216,436	—
釧路店	157,922	—
せんだい店	191,288	—
合計	2,366,270	—

(注) 1. 本社の販売高は主に保険代理店収入であります。

2. 2025年5月31日付にて札幌南店は閉鎖し札幌清田店に統合いたしました。

3. 2025年10月期は、決算期変更により2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月決算となっております。これにより、前期比につきましては、記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

当社は、今後の継続的な企業成長のため、以下の課題に取り組む必要があると考えております。文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 会社の経営の基本方針

当社は、軽自動車専門店として、「お客様の立場に立った営業を心掛け、安くて品質の良い安心な軽自動車を提供する」ことを経営理念としており、以下3つの条件を満たしたうえで、人々の生活になくはない軽自動車を販売することで、社会に貢献することを目指してまいります。

- ① お客さまの多様なニーズに応える豊富な品揃え
- ② 修復歴なしの車のみ販売
- ③ サビの少ない車を販売

(2) 目標とする経営指標

当社は、継続的な企業成長のために特に重要な指標として、売上高経常利益率等を高め、安定性に関する指標である自己資本比率や流動比率を高めるべく経営に取り組んでまいります。

(3) 中長期的な会社の経営戦略

当社は、将来的に北海道のみならず本州エリアにも積極的に出店を行い、売上及び利益の最大化を目指してまいります。出店に関しては、主要都市近郊等人口の多いエリアへの出店を行い成約率を高めることを基本的戦略として取り組んでまいります。また、買取事業や整備事業等の強化によりお客さまへのサービスを充実させ、リピーターとして囲込むことも重要な戦略と位置づけております。

(4) 会社の対処すべき課題

自動車全体における軽自動車の保有比率は年々上昇しており、中古軽自動車販売事業にとっては追い風となっておりますが、その一方で若年層の自動車離れや高齢者の運転免許返納が増える等の問題が影を落としております。また、電気自動車への移行が急速に進む可能性等、当社が取扱う軽自動車に対する消費者の姿勢にも変化が生じることも考えられます。

このような状況において当社は下記の各項目を重要課題として取り組んでまいります。

① 新規店舗の出店

新規店舗出店による成長戦略により、道内及び国内での販売シェアを拡大していく方針であります。引続き道内に新規店舗の出店を行うことを検討しておりますが、道外への出店も行ってまいります。

② 既存店の収益向上

既存店の収益向上を図るため軽自動車販売以外の付属品販売、ローン手数料収入及び保険代理店収入の拡大、さらには整備工場の整備売上の増大等による利益の底上げに取り組んでまいります。

③ 仕入先の多様化

当社の仕入は、オートオークション会場から調達しております。今後新規出店により店舗数が増加した場合、オートオークションによる仕入のみに依存すると仕入単価が上昇し、必要な軽自動車を適正な価格で仕入ることが困難となる可能性があります。そのような事態に備えるために、オートオークション以外に買取又は下取による仕入を強化していく必要があると考えております。

④ 広告戦略の多様化

これまで、当社キャラクター『軽自動車マン』を使用したテレビCMによるイメージ広告を中心に宣伝広告を行ってまいりましたが、現在はウェブ広告を中心に展開しております。今後につきましては両者の最適なバランスを模索しながら広告戦略を通して認知度を高めてまいります。

⑤ 人材育成

お客さまへの満足度を高めブランドを構築するためには、人材育成が不可欠であり、軽自動車に関する知識、ローンや保険に関する知識、コミュニケーション能力等営業を行ううえで重要なスキルを身につけるべく、社内外の研修を受講する他OJTによる社員教育等を計画的に実施する方針であります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業等のリスクで投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上重要であると考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社は、これらのリスクの発生を十分に認識したうえで、発生を極力回避し、また発生した場合には適切に対応を行うための努力を継続してまいります。

なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) オートオークションへの依存について

当社は、中古軽自動車のほとんどをオートオークション会場から仕入しております。何らかの理由によるオートオークション市場の需給変化により仕入単価の上昇や、オートオークション市場自体が縮小した場合、想定したとおりに仕入が行えないリスクがあります。この場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 新規出店計画に係るリスクについて

当社は、今後継続的に新規店舗を出店する方針ですが、適切な物件が見つからない場合、計画的に出店できない可能性があります。また、出店に必要な人材獲得ができない場合や、新規出店に必要な資金の一部を金融機関から調達できない場合には出店が遅延する可能性があります。このような場合には当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 人材獲得について

当社は、お客さまの立場に立ったサービスを心掛けることを経営理念としておりますが、そのためには優秀な人材を獲得し、継続的に教育していく必要があります。しかしながら、人材採用において売手市場が続く、人材獲得が計画通りできない場合には、サービス力の低下や人件費が上昇する等当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(4) 古物営業法について

当社の中古軽自動車販売事業及び軽自動車買取事業は古物営業法の規制を受けます。古物営業法の目的は、盗品等の売買の防止及び速やかな発見を行うことにより犯罪を防止し、また被害の迅速な回復に資することです。当社は古物取扱業者として、公安委員会より許可を受け、中古軽自動車の販売及び買取業務を行っております。当該許可には有効期限は定められていませんが、古物営業法に違反した場合、営業の停止及び許可の取消し処分を受けることがあります。

当社では、必要に応じて警察署への届出を行うとともに古物営業法の遵守に努めており、現時点において違反事由は発生しておりませんが、今後法令の改正があった際の対応の遅れ等により監督当局より処分を受ける可能性は皆無ではなく、営業許可の取消し等により当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(5) 税制改正について

当社が販売する軽自動車については、登録自動車（小型・普通乗用車）に比べて自動車税が軽減されていますが、今後の政府の政策により軽自動車に対する自動車税率の引上げが行われた場合、お客さまの軽自動車に対する購買意欲が低下する要因となり、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) その他法改正について

当社は、古物営業法の他にも、道路運送車両法、景品表示法（不当景品類及び不当表示防止法）及び保険業法等の規制も受けております。これら関係法規等の改廃や新設があり、当社が適切に対応できない場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(7) 資金調達について

当社が新規に出店を行う場合、自己資金の他金融機関からの借入れによって必要資金を充当することになりますが、新規出店のタイミングに業績の状況によっては金融機関から必要な資金を調達することができず、計画通りに出店を行うことができない可能性があります。当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(8) 個人情報管理について

当社は、成約時にお客さまの個人情報を取得します。個人情報の管理については、研修等により役職員の個人情報保護に対する意識を啓蒙するとともに個人情報保護に関する諸規程に基づき慎重かつ適切に取扱っております。しかし、万が一何らかの事情で個人情報が漏洩した場合、当社の信用低下や損害賠償請求等により、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(9) 競合リスクについて

当社が属する自動車販売事業は、国内人口の減少や若年層の嗜好性の変化等により今後縮小していくことが考えられます。このような環境において、同業他社との競争が激しくなっていくことが予想され、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(10) 訴訟リスクについて

当事業年度末現在において業績に重要な影響を及ぼす訴訟は存在しませんが、将来何らかの事情により重要な訴訟が提起された場合、当社の業績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(11) 関連当事者取引について

当事業年度末時点において、当社と関連当事者との間に以下の取引があります。

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	阿部章一	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 90.70	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	430,078	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して代表取締役社長阿部章一より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末日の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

(12) 担当J-Adviserとの契約の解除に関する事項について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、又は同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
 - ・ 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
 - ・ 上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること
- また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告なしでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後1年間において債務超過の状態となつた場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法（以下「産競法」という。）第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（同社が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。）の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)に定める書面

- (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
 - (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインに従って成立したものであることについて債権者が記載した書面
- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③ 破産手続、再生手続又は更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあるとき等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥る恐れがあること等により事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合 当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
 - a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと
- ⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

 - a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等
 - b 当社が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
 - c 当社が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと当社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む。）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当社が認めるとき

- ⑧ 発行者情報等の提出遅延
当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、当社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると当社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当社が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当の条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てしておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てするために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てしておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）
d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定
- ⑯ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外その株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳ その他

前各号の他、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合この他、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。なお、本発行情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生していません。

5 【重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

2025年10月期は、決算期変更により2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月決算となっております。これにより、経営成績の分析の前事業年度との比較につきましては、記載していません。

文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において当社が判断したものであります。

(1) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産は1,177,935千円となり、前事業年度末に比べ26,078千円の増加となりました。その主な要因は、現金及び預金が30,856千円増加したこと等によるものであります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産は347,986千円となり、前事業年度末に比べ1,274千円の減少となりました。その主な要因は、繰延税金資産が1,169千円減少したこと等によるものであります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債は848,406千円となり、前事業年度末に比べ358千円の増加となりました。その主な要因は、未払法人税等が19,396千円増加したこと、短期借入金が18,750千円減少したこと等によるものであります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債は418,012千円となり、前事業年度末に比べ25,610千円の減少となりました。その主な要因は、長期借入金が30,054千円減少したこと、資産除去債務が2,139千円減少したこと、リース債務が7,130千円増加したこと等によるものであります。

(純資産)

当事業年度末における純資産は259,502千円となり、前事業年度末に比べ50,055千円の増加となりました。その要因は当期純利益の計上により利益剰余金が50,055千円増加したことによるものであります。

(2) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2 【主要な設備の状況】

2025年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	その他	合計	
本社 (北海道札幌市中央区)	本社機能	6,472	—	1,715	9,831	12
札幌本店 (北海道札幌市北区)	店舗	7,842	90,280 (3,079.56)	208	96,687	8
新さっぽろ店 (北海道札幌市厚別区)	店舗	9,769	—	100	9,870	11
札幌東店 (北海道札幌市東区)	店舗 及び工場	40,634	—	22,156	62,790	16
札幌清田店 (北海道札幌市清田区)	店舗	9,210	—	3,955	13,166	5
北見店 (北海道北見市)	店舗	2,419	—	199	2,619	8
旭川店 (北海道旭川市)	店舗	1,252	—	199	1,452	7
函館店 (北海道函館市)	店舗	3,472	—	271	3,744	7
苫小牧店 (北海道苫小牧市)	店舗 及び工場	20,286	30,480 (3,787.10)	712	51,480	14
帯広店 (北海道帯広市)	店舗	4,927	—	199	5,126	8
釧路店 (北海道釧路市)	店舗	3,536	—	147	3,683	8
せんだい店 (宮城県仙台市泉区)	店舗	—	—	—	—	8
発寒板金工場 (北海道札幌市西区)	工場	—	—	3,567	3,567	6

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」「機械装置」「車両運搬具」「ソフトウェア」であります。

3. 2025年5月31日付にて札幌南店は閉鎖し札幌清田店に統合いたしました。

4. 建物及び土地の一部を賃借しております。年間賃借料は137,508千円であります。なお、当事業年度は決算期変更により6か月となっておりますが、2024年11月1日から2025年10月31日までの12か月間で計算した金額を記載しております。

5. 上記の他、リース契約による主な賃借設備の年間リース料及びリース契約残高は下記のとおりであります。なお、当事業年度は決算期変更により6か月となっておりますが、2024年11月1日から10月31日までの12か月間で計算した金額を記載しております。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
店舗	パソコン他	7,066	16,700

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年10月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年1月28日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	160,000	108,400	51,600	51,600	東京証券取引所(TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	160,000	108,400	51,600	51,600	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2019年4月3日	51,084	51,600	—	44,012	—	—

(注) 株式分割(1:100)によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2025年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	6	7	—
所有株式数(単元)	—	—	—	1	—	—	515	516	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	0.19	—	—	99.81	100.00	—

(7) 【大株主の状況】

2025年10月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
阿部 章一	北海道札幌市厚別区	46,800	90.70
軽自動車館従業員持株会	北海道札幌市中央区北五条西六丁目2番2号	3,500	6.78
稲場 俊憲	北海道札幌市東区	600	1.16
近藤 充	北海道苫小牧市	200	0.39
海馬 英明	北海道札幌市北区	200	0.39
佐藤 利彌	北海道函館市	200	0.39
株式会社インサイト	北海道札幌市中央区北四条西三丁目1番地	100	0.19
計	—	51,600	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 51,600	516	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	51,600	—	—
総株主の議決権	—	516	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、設立以来配当を行った実績はありませんが、株主への利益還元を経営上の重要な課題として認識しており、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当社は中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

将来的には株主への利益還元を実施していく方針ではありますが、当社は現在成長段階にあり、利益を内部留保することにより成長に向けた投資を行うことで更なる成長を実現させることが企業価値の最大化につながるものと考えております。内部留保した資金は主に新規出店に係る投資等に充てる予定であります。

現時点においては配当実施の可能性及び実施時期について未定とさせていただきます。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第26期	第27期	第28期
決算年月	2024年4月	2025年4月	2025年10月
最高(円)	3,190	3,190	3,190
最低(円)	3,190	3,190	3,190

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年5月	2025年6月	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月
最高(円)	—	—	—	—	3,190	—
最低(円)	—	—	—	—	3,190	—

(注) 1. 最高・最低株価は東京証券取引所 TOKYO PRO Market におけるものであります。

2. 2025年5月、2025年6月、2025年7月、2025年8月、2025年10月については、売買実績がありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 5 名 女性 0 名 (役員のうち女性の比率-%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	阿部章一	1963年12月12日生	1997年10月 アベ自動車販売設立 1998年5月 有限会社アベ自動車代表取締役 2007年4月 当社代表取締役社長 (現任)	(注)2	(注)4	46,800
取締役	副社長 営業部部长	近藤 充	1981年9月6日生	2006年3月 有限会社アベ自動車入社 2008年3月 当社苫小牧店店長 2014年6月 当社取締役 2023年5月 当社取締役営業部担当 2023年7月 当社取締役店舗運営部担当 2024年5月 当社取締役営業部担当 2025年1月 当社取締役営業部長 2026年1月 当社取締役副社長 営業部部长 (現任)	(注)2	(注)4	200
取締役	管理部担当	稲場俊憲	1974年12月30日生	2006年1月 有限会社アベ自動車入社 2007年11月 当社厚別店店長 2009年1月 当社札幌本店店長 2016年12月 当社取締役営業部部长 2020年5月 当社取締役仕入部部长 2020年12月 当社取締役営業部部长 2023年5月 当社取締役営業推進部担当 2023年7月 当社取締役サービス部担当 2024年5月 当社取締役 管理部担当 (現任)	(注)2	(注)4	600
監査役 (常勤)	—	福田 仁	1959年8月14日生	2006年11月 ㈱ハノハノ非常勤取締役 (現任) 2016年7月 当社監査役 (現任)	(注)3	(注)4	—
監査役	—	植木保教	1953年1月25日生	2015年7月 ㈱UEKI ビジネスパートナーズ 代表取締役 (現任) 2016年8月 当社監査役 (現任)	(注)3	(注)4	—
計							47,600

- (注) 1. 監査役福田仁氏及び植木保教氏は、社外監査役であります。
2. 取締役の任期は、2026年1月26日開催の定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
3. 監査役の任期は、2026年1月26日開催の定時株主総会終結の時から4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 2025年10月期における役員に対する報酬は総額で18,118千円を支給しております。

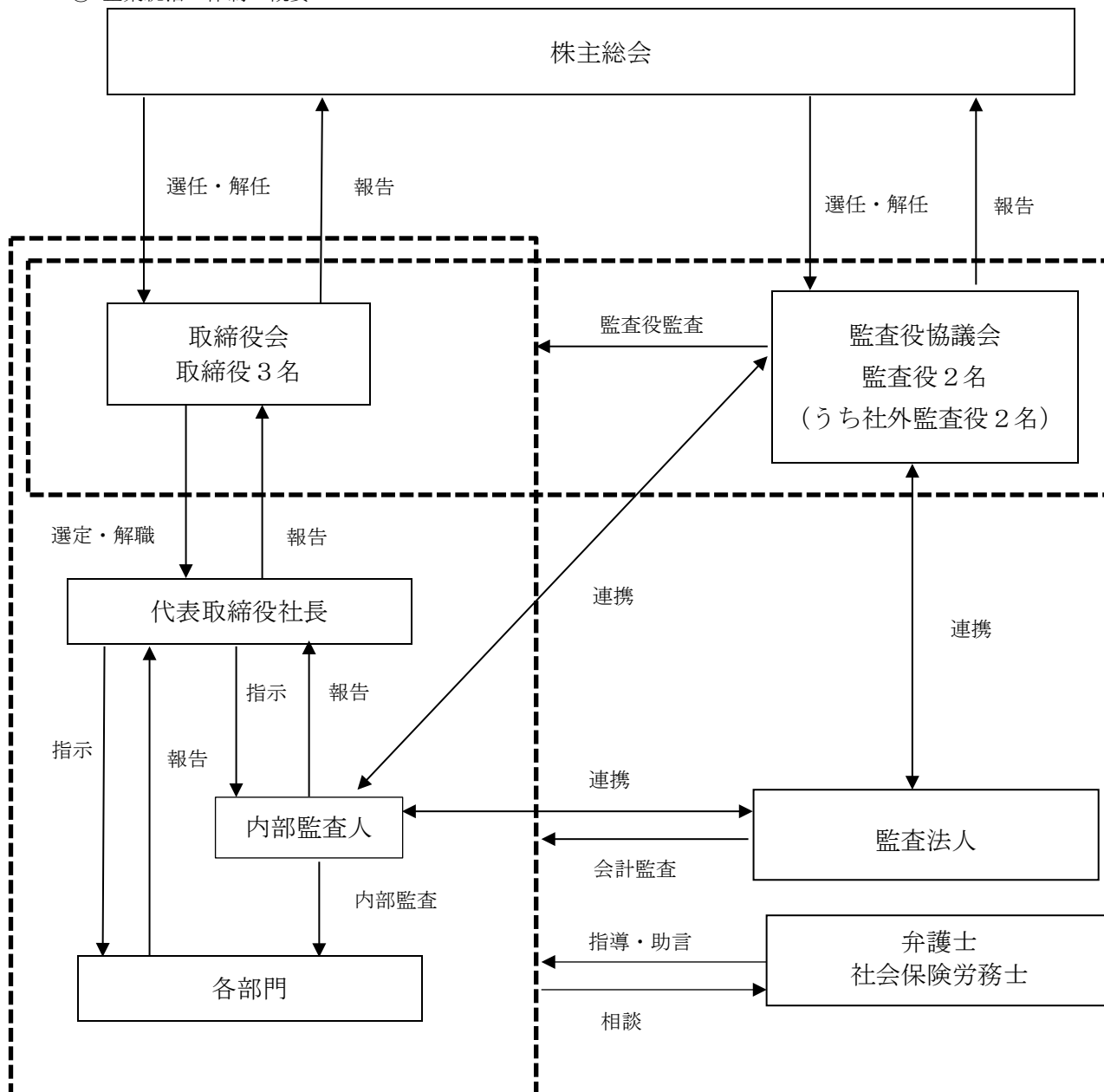
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「経営の透明性の確保」、「監督機能の強化」、「内部統制の徹底」、「コンプライアンスの遵守」及び「株主を始めとするステークホルダーと良好な関係を構築する」ことをコーポレート・ガバナンス上の最重要課題と位置づけており、コーポレート・ガバナンス体制の強化・充実を推進することにより、企業価値の向上を目指しております。

② 企業統治の体制の概要



(a) 取締役会

当社の取締役会は取締役3名で構成されております。

当社は、毎月1回定例取締役会を、また必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

取締役会においては、経営の基本方針の決定や取締役の業務執行状況の監督、業績の報告の他法令で定められた重要事項について審議・決定を行っております。

取締役会には取締役3名の他監査役2名も出席し、必要に応じて意見・助言等を受けております。

(b) 監査役協議会

当社は、毎月1回定例監査役協議会を、また必要に応じて臨時監査役協議会を開催しております。

監査役2名は毎月取締役会に、また常勤監査役については取締役会の他に重要な会議等にも出席しており、それぞれ豊富な知識と経験に基づいて取締役の業務執行状況を十分に監督しております。

また、監査法人とも連携をとって意見交換を行うことで監査の有効性及び効率性を高めております。

(c) 内部監査

当社の内部監査は、少人数組織であることから独立した内部監査部門を設けておりません。代表取締役社長から指名された内部監査人(2名)が行っております。具体的には管理部所属の内部監査人が営業部、仕入部及び保険部の監査を行い、仕入部所属の内部監査人が管理部の監査を実施します。

内部監査の結果については、被監査部門長に伝達するとともに、その後の改善状況を確認しております。内部監査責任者は、直轄である代表取締役社長に対して内部監査結果を適時報告しており、また、監査役及び監査法人とも定期的に意見交換及び情報共有を行っております。

③ 内部統制システムの整備状況

内部統制については、「内部統制システムの基本方針」を2016年9月15日開催の取締役会で定め、その整備を行っております。内部統制システムの整備状況は以下のとおりであります。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社は、お客さま満足度の向上を通じて社会貢献を行うことを念頭においた企業行動をとり、代表取締役社長がその精神を役職者及び全使用人に継続的に伝達・徹底を図ることにより、法令遵守と社会倫理遵守の企業活動を行っております。

・当社は、管理部をコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な研修を実施しております。また、監査役及び内部監査部門は連携し、「監査役監査基準」及び「内部監査規程」に定める方法により、本社及び店舗の所管する業務について、そのコンプライアンス管理の実行状況を監査しております。

・当社は、法令若しくは定款上疑義のある行為等に関する通報制度を整備するとともに、それを告発した使用人に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「内部通報制度規程」を制定し制度の実効性を担保しております。

・反社会的勢力を排除する姿勢を明確にし、役職員に周知徹底しております。

具体的には、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力対応マニュアルを整備・運用し、株主をはじめ取引先、従業員等に反社会的勢力との関わりがないかチェックしております。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・「文書管理規程」に基づき、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し保存しております。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとしております。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・損失の危険に関しましては、リスク管理規程に基づきリスク管理委員会において検討し、リスクの発生を未然に防ぎ、また、発生したリスクの拡大を防止することに努めております。

・リスク管理委員会は原則として年2回開催され、その活動状況は必要に応じて取締役会に報告しております。

・リスク管理体制の有効性については、内部監査人が監査を行っております。

- (d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・取締役会は原則毎月開催し、経営上の重要事項について審議するとともに取締役の業務執行状況の監督を行っております。また、必要な場合は臨時取締役会を開催し、機動的に意思決定が行えるようにしております。
 - ・取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うために、組織規程及び職務権限規程等の社内規程に基づき権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定のルールに従い業務を分担しております。
- (e) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社には、親会社及び子会社は存在しないため、企業集団における業務の適正を確保するための体制はありません。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名しております。
 - ・指名された使用人への指揮権は監査役に委譲され、取締役の指揮命令は受けないものとし、当該使用人の人事異動等については監査役の承認を得たうえで決定するものとしております。
- (g) 取締役及び監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する事項
- ・取締役及び使用人は、監査役の求めに応じて会社の業務執行状況を報告し、必要な情報提供を行うものとしております。
 - ・取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び重大な法令・定款違反等を発見した場合、直ちに監査役に報告することとしております。
- (h) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・監査役は、代表取締役社長と定期的に面談を行い監査上の重要事項について報告、意見交換を行っております
 - ・監査役は、取締役会の他必要に応じて各種会議に出席することとしております。
 - ・監査役は、監査法人と定期的に情報交換を行い、また必要に応じて報告を求めることとしております。
- ④ リスク管理体制の整備状況
- 当社は、リスク管理委員会においてリスクの把握及び対策の検討を行うことにより、リスクの管理に努めております。
- また、リスク管理体制を強化するために、事業計画、予算及び社内規程に沿った業務遂行を行い、内部監査人の内部監査によってその運用状況を監視しております。さらに、必要な場合には、弁護士、公認会計士、社会保険労務士等の社外の専門家から助言を受けることとしており、リスクの早期発見及び防止に取り組んでおります。
- ⑤ 社外監査役
- 当社の社外監査役は2名（うち1名は常勤監査役）であります。
- 社外監査役2名と当社との間に、特別の利害関係はありません。
- なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準及び方針は定めておりませんが、その選任にあたっては、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を参考にしております。

⑥ 会計監査の状況

当社は、監査法人ハイビスカスと監査契約を締結し、監査を受けております。2025年10月期における監査体制は以下のとおりであります。

(継続監査期間)

2015年4月期以降の12年

(業務を執行した公認会計士の氏名)

指定社員 業務執行社員 北村 ルミ子

指定社員 業務執行社員 首藤 明久

(注) 同監査法人又は業務執行社員と当社の間には、特別の利害関係はありません。

(監査業務に係る補助者の構成)

公認会計士 1名

その他 2名

⑦ 役員の報酬等

イ 発行者の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役	16,858	16,858	—	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	—	—	—	—	—	—
社外役員	1,260	1,260	—	—	—	2

ロ 発行者の役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。

ハ 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の取締役の報酬の決定は、2018年7月24日開催の定時株主総会においてその総額を決議し、各取締役の報酬の決定は代表取締役社長に一任しております。

また、監査役報酬については、常勤・非常勤の別、監査業務の分担の状況等を考慮し、監査役協議会で決定しております。

⑧ 株式の保有状況

イ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

該当事項はありません。

ロ 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的

該当事項はありません。

ハ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

⑨ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び条件が通常取引条件と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。なお、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としております。取締役会において適時関連当事者取引を把握することで、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築、履行する方針としております。

⑩ 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

⑪ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、取締役の選任決議については累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑫ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

⑬ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑭ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、機動的な配当政策を実現するために、取締役会の決議によって会社法第454条第5項の規定に基づく中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは中間配当を取締役会の権限とすることにより、機動的な利益還元を可能とすることを目的としております。

⑮ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役及び監査役が職務の執行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の会社法423条第1項の損害賠償責任について、同第426条第1項に定める要件に該当する場合には、同第425条第1項により免除することができる額を限度として、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑯ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外監査役である福田仁及び植木保教の両氏とは、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める額を限度として負担するものとしております。

なお、当該責任限定が認められるのは、社外監査役である福田仁及び植木保教の両氏が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がない場合に限られております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	当事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	3,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬については、監査法人より監査の体制・手続き・日程等の監査計画の提示を受け、その内容を検証のうえ、監査役の同意を得て代表取締役社長が決定しております。

第6 【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1963年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、わが国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。
- (3) 当社は、2025年7月25日開催の第27回定時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を4月30日から10月31日に変更いたしました。これにより、当事業年度は、2025年5月1日から2025年10月31日までの6か月決算となっております。

2 監査証明について

当社は、東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当事業年度(2025年5月1日から2025年10月31日まで)の財務諸表について、監査法人ハイビスカスの監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2025年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	102,193	133,049
売掛金	※2 77,763	※2 96,402
商品	904,109	907,298
貯蔵品	611	746
未収還付法人税等	1,774	—
前払費用	19,995	20,525
その他	45,409	19,911
流動資産合計	1,151,857	1,177,935
固定資産		
有形固定資産		
建物	162,640	162,640
減価償却累計額	△66,317	△70,486
建物(純額)	※1 96,323	※1 92,153
構築物	48,109	48,109
減価償却累計額	△29,112	△30,438
構築物(純額)	※1 18,997	※1 17,671
機械装置	23,294	23,294
減価償却累計額	△9,738	△10,647
機械装置(純額)	13,555	12,647
車両運搬具	16,608	22,055
減価償却累計額	△12,527	△9,186
車両運搬具(純額)	4,080	12,869
工具、器具及び備品	43,138	43,138
減価償却累計額	△34,160	△35,661
工具、器具及び備品(純額)	8,978	7,477
土地	※1 120,761	※1 120,761
有形固定資産合計	262,697	263,580
無形固定資産		
ソフトウェア	677	439
無形固定資産合計	677	439
投資その他の資産		
出資金	30	30
敷金及び保証金	52,136	52,136
長期前払費用	3,931	3,195
繰延税金資産	27,432	26,263
その他	2,356	2,343
投資その他の資産合計	85,886	83,967
固定資産合計	349,261	347,986
資産合計	1,501,119	1,525,922

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2025年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	114,746	107,157
短期借入金	495,000	476,250
1年内返済予定の長期借入金	※1 60,108	※1 60,108
リース債務	4,098	5,458
未払金	11,239	10,541
未払費用	39,229	41,489
未払法人税等	1,014	20,411
前受金	※3 95,239	※3 71,077
賞与引当金	25,493	28,461
その他	1,877	27,451
流動負債合計	848,047	848,406
固定負債		
社債	130,000	130,000
長期借入金	※1 253,346	※1 223,292
リース債務	10,447	17,578
長期未払金	2,575	2,575
退職給付引当金	23,718	23,170
資産除去債務	23,537	21,397
固定負債合計	443,623	418,012
負債合計	1,291,671	1,266,419
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,012	44,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	165,435	215,490
利益剰余金合計	165,435	215,490
株主資本合計	209,447	259,502
純資産合計	209,447	259,502
負債純資産合計	1,501,119	1,525,922

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
売上高	※1 4,181,175	※1 2,366,270
売上原価		
商品期首棚卸高	725,625	904,109
当期商品仕入高	3,538,758	1,894,957
合計	4,264,383	2,799,066
商品期末棚卸高	904,109	907,298
売上原価合計	3,360,274	1,891,768
売上総利益	820,901	474,501
販売費及び一般管理費		
役員報酬	34,849	18,118
給料手当	290,323	149,300
賞与	25,958	—
賞与引当金繰入額	22,818	26,058
退職給付費用	4,312	2,063
法定福利費	59,966	31,061
広告宣伝費	38,666	24,339
水道光熱費	32,846	9,520
支払手数料	13,278	6,475
車両費	15,587	7,421
減価償却費	18,116	7,245
賃借料	143,038	65,682
リース料	14,047	2,644
その他	97,784	50,193
販売費及び一般管理費合計	811,596	400,124
営業利益	9,305	74,377
営業外収益		
受取利息及び配当金	66	140
還付金収入	5,745	2,253
助成金収入	—	1,015
その他	683	678
営業外収益合計	6,495	4,087
営業外費用		
支払利息	14,318	7,985
社債利息	467	261
支払保証料	1,509	736
その他	27	—
営業外費用合計	16,323	8,983
経常利益又は経常損失(△)	△522	69,480

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月 30日)		当事業年度 (自 2025年 5月 1日 至 2025年 10月 31日)	
特別利益				
固定資産売却益	※ 2	35	※ 2	2,154
特別利益合計		35		2,154
特別損失				
固定資産除却損	※ 3	0		—
役員退職慰労金		1,000		—
減損損失	※ 4	2,200		—
特別損失合計		3,200		—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		△3,687		71,635
法人税、住民税及び事業税		2,029		20,411
法人税等調整額		△1,555		1,169
法人税等合計		473		21,580
当期純利益又は当期純損失 (△)		△4,161		50,055

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

（単位：千円）

	株 主 資 本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	44,012	169,597	169,597	213,609	213,609
当期変動額					
当期純損失（△）		△4,161	△4,161	△4,161	△4,161
当期変動額合計	—	△4,161	△4,161	△4,161	△4,161
当期末残高	44,012	165,435	165,435	209,447	209,447

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

（単位：千円）

	株 主 資 本			株主資本合計	純資産合計
	資本金	利 益 剰 余 金			
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	44,012	165,435	165,435	209,447	209,447
当期変動額					
当期純利益		50,055	50,055	50,055	50,055
当期変動額合計	—	50,055	50,055	50,055	50,055
当期末残高	44,012	215,490	215,490	259,502	259,502

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月 30日)	当事業年度 (自 2025年 5月 1日 至 2025年 10月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△3,687	71,635
減価償却費	21,101	9,037
減損損失	2,200	—
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△602	2,968
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	3,172	△548
固定資産売却益	△35	△2,154
固定資産除却損	0	—
役員退職慰労金	1,000	—
受取利息及び受取配当金	△66	△140
還付金収入	△5,745	△2,253
助成金収入	—	△1,015
支払利息及び社債利息	14,786	8,246
支払保証料	1,509	736
売上債権の増減額 (△は増加)	71,327	△18,638
棚卸資産の増減額 (△は増加)	△178,594	△3,323
仕入債務の増減額 (△は減少)	24,539	△7,589
未払金の増減額 (△は減少)	512	△698
前受金の増減額 (△は減少)	41,711	△24,161
未収消費税等の増減額 (△は増加)	△25,673	—
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△47,732	26,685
その他	△4,145	2,495
小計	△84,421	61,281
利息及び配当金の受取額	66	140
還付金の受取額	5,745	2,253
助成金の受取額	—	1,015
利息及び保証料の支払額	△16,054	△9,064
役員退職慰労金の支払額	△1,000	—
法人税等の還付額	1,852	1,774
消費税等の還付額	—	25,673
法人税等の支払額	△3,803	△1,014
営業活動によるキャッシュ・フロー	△97,614	82,059
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△4,839	—
有形固定資産の売却による収入	35	2,155
敷金及び保証金の返還による収入	27	—
資産除去債務の履行による支出	—	△2,200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,777	△45
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	85,000	△18,750
長期借入による収入	45,000	—
長期借入金の返済による支出	△49,903	△30,054
リース債務の返済による支出	△7,083	△2,353
財務活動によるキャッシュ・フロー	73,013	△51,157
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△29,377	30,856
現金及び現金同等物の期首残高	131,570	102,193
現金及び現金同等物の期末残高	※ 1 102,193	※ 1 133,049

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び貯蔵品

個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物（建物附属設備は除く）

・2007年3月31日以前に取得したもの
旧定額法によっております。

・2007年4月1日以降に取得したもの
定額法によっております。

建物以外

・2007年3月31日以前に取得したもの
旧定率法によっております。

・2007年4月1日以降に取得したもの
定率法によっております。

・2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物
定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7年～34年

構築物 4年～20年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 5年（社内における利用可能期間）

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算については、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

4 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

・自動車販売事業

自動車販売事業においては、主に軽自動車販売を行っております。このような軽自動車の販売については、車両を登録した時点で収益を認識しております。また、販売した車両に対し修理等の保証サービスを提供しております。当該サービスは、保証期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る期間に基づき収益を認識しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 繰延税金資産

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産	27,432	26,263

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産の計上に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 固定資産の減損

① 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2025年10月31日)
減損損失	2,200	—
有形固定資産	262,697	263,580

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、店舗の固定資産の減損の兆候を把握するにあたり、資産のグルーピングを店舗単位で行っており、各店舗の営業損益が2期連続で赤字となる場合等に、減損の兆候があるものと判断しております。減損の兆候があると判断された店舗が生み出す割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。当社は、減損の兆候及び減損損失の認識に関する判断、並びに回収可能価額の見積りは合理的であると判断しております。ただし、これらの見積りには不確実性が含まれているため、予測不能な前提条件の変化等により固定資産の評価に関する見積りが変化した場合には、結果として将来追加で減損損失を計上する可能性があります。

(損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
車両運搬具	35千円	2,154千円

※3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
構築物	0千円	－千円
車両運搬具	0千円	－千円
計	0千円	－千円

※4 減損損失

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
北海道札幌市南区	店舗	建物及び構築物	2,200千円

当社は、資産のグルーピングを店舗単位で行っております。当事業年度において、営業損益が2期連続で赤字となった店舗資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	51,600	－	－	51,600
合計	51,600	－	－	51,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	51,600	—	—	51,600
合計	51,600	—	—	51,600

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
現金及び預金	102,193千円	133,049千円
現金及び現金同等物	102,193千円	133,049千円

2 重要な非資金取引の内容

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
ファイナンス・リース取引に係る 資産及び負債の額	3,900千円	9,681千円

(リース取引関係)

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として店舗におけるLED照明設備（「工具、器具及び備品」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

(借主側)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として整備工場の搬送車（「車両運搬具」）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

主に軽自動車の販売事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を銀行借入れにより調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入れにより調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、当該売掛金の回収を条件として車両を引渡すため顧客の信用リスクは極めて低いものと判断しております。

営業債務である買掛金は、1年以内に支払期日が到来するものであります。

社債及び長期借入金(1年内返済予定を含む。)は、主に、設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、変動金利の借入金は、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

資金調達に係る流動性リスクについては、月次ベースで資金繰計画表を作成し、適宜更新する等の方法により、流動性リスクを管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2025年4月30日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債	130,000	130,000	—
長期借入金(※1)	313,454	309,069	△4,384
負債計	443,454	439,069	△4,384

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「前受金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

当事業年度(2025年10月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
社債	130,000	130,000	—
長期借入金(※1)	283,400	279,797	△3,602
負債計	413,400	409,797	△3,602

(※1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※2) 「現金及び預金」「売掛金」「買掛金」「短期借入金」「前受金」については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度(2025年4月30日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	102,193	—	—	—
売掛金	77,763	—	—	—
合計	179,956	—	—	—

当事業年度（2025年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	133,049	—	—	—
売掛金	96,402	—	—	—
合計	229,452	—	—	—

(注) 2. 社債、借入金の決算日後の返済予定額
前事業年度（2025年4月30日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	495,000	—	—	—	—	—
社債	—	80,000	—	50,000	—	—
長期借入金	60,108	58,692	31,312	30,312	30,312	102,718
合計	555,108	138,692	31,312	80,312	30,312	102,718

当事業年度（2025年10月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	476,250	—	—	—	—	—
社債	—	80,000	50,000	—	—	—
長期借入金	60,108	44,794	30,312	30,312	30,312	87,562
合計	536,358	124,794	80,312	30,312	30,312	87,562

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2025年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（2025年10月31日）

該当事項はありません。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前事業年度（2025年4月30日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	130,000	—	130,000
長期借入金	—	309,069	—	309,069
負債計	—	439,069	—	439,069

当事業年度（2025年10月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
社債	—	130,000	—	130,000
長期借入金	—	279,797	—	279,797
負債計	—	409,797	—	409,797

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

社債

社債の時価は、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職給付制度を採用しております。

なお、当該退職給付制度は簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)	(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
退職給付引当金の期首残高	20,545	23,718	20,545	23,718
退職給付費用	4,610	2,219	4,610	2,219
退職給付の支払額	△1,437	△2,767	△1,437	△2,767
退職給付引当金の期末残高	23,718	23,170	23,718	23,170

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度		当事業年度	
	(2025年4月30日)	(2025年10月31日)	(2025年4月30日)	(2025年10月31日)
非積立型制度の退職給付債務	23,718	23,170	23,718	23,170
退職給付引当金	23,718	23,170	23,718	23,170
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	23,718	23,170	23,718	23,170

(3) 退職給付費用

	前事業年度		当事業年度	
	(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)	(自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	(自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
簡便法で計算した退職給付費用	4,610	2,219	4,610	2,219

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2025年10月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	8,723千円	9,739千円
未払社会保険料	1,308千円	1,460千円
未払事業税	－千円	2,004千円
未払事業所税	1,204千円	492千円
退職給付引当金	8,315千円	8,123千円
長期未払金	902千円	902千円
資産除去債務	7,480千円	7,501千円
減損損失	5,385千円	1,488千円
その他	498千円	566千円
繰延税金資産合計	33,820千円	32,279千円
繰延税金負債		
資産除去債務	△6,204千円	△6,016千円
その他	△182千円	－千円
繰延税金負債合計	△6,387千円	△6,016千円
繰延税金資産純額	27,432千円	26,263千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2025年10月31日)
法定実効税率	－%	34.22%
(調整)		
税額控除	－%	△4.75%
住民税均等割等	－%	1.34%
軽減税率適用による影響	－%	△0.75%
税率変更による繰延税金資産の増額修正	－%	0.42%
その他	－%	△0.36%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	－%	30.13%

(注) 前事業年度は、税引前当期純損失を計上しているため、記載を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法の一部を改正する法律」(2025年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことにより、2026年4月1日以降に開始する事業年度より防衛特別法人税が新設されました。これに伴い、2026年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.22%から35.06%に変更して計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

本社オフィス及び整備工場の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込み期間を取得から12年～38年と見積り、割引率は0.345%～0.703%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
期首残高	21,217千円	23,537千円
時の経過による調整額	120千円	60千円
見積りの変更による増加額	2,200千円	－千円
資産除去債務の履行による減少額	－千円	△2,200千円
期末残高	23,537千円	21,397千円

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は賃貸借契約に基づき使用する店舗に対して、退去時における原状回復義務を有しております。しかし、現時点において店舗移転等の計画が未定であることから、一部の店舗については資産除去債務を合理的に見積ることが極めて困難であるため、資産除去債務を計上しておりません。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	店舗	前事業年度 (自 2024年 5月 1日 至 2025年 4月 30日)	当事業年度 (自 2025年 5月 1日 至 2025年 10月 31日)
自動車 販売 事業	本社	110,622	56,393
	札幌本店	285,514	190,273
	新さっぽろ店	705,888	403,560
	札幌東店	410,762	221,817
	札幌南店	209,945	5,304
	札幌清田店	392,488	220,308
	北見店	211,543	103,007
	旭川店	141,210	120,815
	函館店	238,386	144,044
	苫小牧店	564,307	335,096
	帯広店	355,960	216,436
	釧路店	272,859	157,922
	せんだい店	281,685	191,288
	小計	4,181,175	2,366,270
顧客との契約から生じる収益		4,181,175	2,366,270
その他の収益		—	—
外部顧客への売上高		4,181,175	2,366,270

(注) 1. 本社の販売高は主に保険代理店収入であります。

2. 2025年5月31日付にて札幌南店は閉鎖し札幌清田店に統合いたしました。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(重要な会計方針) 4 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高) 売掛金	149,091	77,763
顧客との契約から生じた債権 (期末残高) 売掛金	77,763	96,402
契約負債 (期首残高) 前受金	53,528	95,239
契約負債 (期末残高) 前受金	95,239	71,077

(注) 契約負債は、車両の登録前に顧客から受取った対価及び保証サービスに係る契約に基づき受領した前受金に関するものであり、貸借対照表上、流動負債の「前受金」に含まれております。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。前事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は53,528千円であり、当事業年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は95,239千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当事業年度末時点において、予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、自動車販売事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

前事業年度（自 2024年5月1日 至 2025年4月30日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	阿部章一	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 91.08	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	422,590	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して代表取締役社長阿部章一より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

当事業年度（自 2025年5月1日 至 2025年10月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員及び主要株主	阿部章一	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 90.70	債務被保証	当社銀行借入に対する債務被保証(注)	430,078	—	—

(注) 金融機関からの借入金に対して代表取締役社長阿部章一より債務保証を受けており、取引金額は当事業年度末の債務被保証残高を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり純資産額	4,059.06円	5,029.13円
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	△80.65円	970.07円

(注) 1. 当事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。なお、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年5月1日 至 2025年4月30日)	当事業年度 (自 2025年5月1日 至 2025年10月31日)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)	△4,161千円	50,055千円
普通株主に帰属しない金額	－千円	－千円
普通株式に係る当期純利益 又は普通株式に係る当期純損失(△)	△4,161千円	50,055千円
普通株式の期中平均株式数	51,600株	51,600株

3. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2025年4月30日)	当事業年度 (2025年10月31日)
純資産の部の合計額	209,447千円	259,502千円
純資産の部の合計額から控除する金額	－千円	－千円
普通株式に係る期末の純資産額	209,447千円	259,502千円
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	51,600株	51,600株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高(千円)
有形固定資産							
建物	162,640	—	—	162,640	70,486	4,169	92,153
構築物	48,109	—	—	48,109	30,438	1,326	17,671
機械装置	23,294	—	—	23,294	10,647	908	12,647
車両運搬具	16,608	9,681	4,234	22,055	9,186	893	12,869
工具、器具及び備品	43,138	—	—	43,138	35,661	1,500	7,477
土地	120,761	—	—	120,761	—	—	120,761
有形固定資産計	414,553	9,681	4,234	420,000	156,420	8,799	263,580
無形固定資産							
ソフトウェア	2,385	—	—	2,385	1,946	238	439
無形固定資産計	2,385	—	—	2,385	1,946	238	439

【社債明細表】

銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
第1回無担保社債	2020年 3月19日	80,000	80,000	0.39	無担保	2027年 3月18日
第2回無担保社債	2021年 9月28日	50,000	50,000	0.42	無担保	2028年 9月28日

(注) 貸借対照表日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
—	80,000	50,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	495,000	476,250	2.3	—
1年以内に返済予定の長期借入金	60,108	60,108	1.4	—
1年以内に返済予定のリース債務	4,098	5,458	—	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	253,346	223,292	1.6	2027年2月15日～ 2034年12月10日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	10,447	17,578	—	2027年5月4日～ 2032年7月5日
合計	822,999	782,686	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	44,794	30,312	30,312	30,312
リース債務	4,478	3,511	3,234	3,130

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	25,493	28,461	25,493	—	28,461

【資産除去債務明細表】

明細表に記載すべき事項が財務諸表等規則第8条の28に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	3,647
預金 普通預金	129,402
計	129,402
合計	133,049

② 売掛金

相手先別

区分	金額(千円)
個人	93,751
株式会社ジャックス	1,269
その他	1,381
合計	96,402

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{(A)+(D)}{(B)}$ 184
77,763	454,506	435,867	96,402	81.89	35.25

③ 商品

区分	金額(千円)
商品車	899,063
部用品	8,235
合計	907,298

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
収入印紙他	746
合計	746

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
ダイハツ北海道販売株式会社	26,738
東日本自動車タイヤ株式会社	11,122
東西海運株式会社	10,395
北見スズキ株式会社	10,186
北海道カーオイル株式会社	5,990
その他	42,723
合計	107,157

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	11月1日から10月31日まで
定時株主総会	毎事業年度の終了後3か月以内
基準日	10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	4月30日、毎事業年度末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりです。 https://keijidousyakan.com/
株主に対する特典	なし

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて、募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年1月28日

株式会社軽自動車館
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 北村 心子
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 首藤 明久
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社軽自動車館の2025年5月1日から2025年10月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社軽自動車館の2025年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上